

神奈川県内における消費生活相談の状況

(令和4年度の件数は令和5年4月30日時点における速報値)

1 県内の相談の概要（直近5年間の推移）

単位：件

| 年 度 | H30 | R 元 | R 2 | R 3 | R 4 |
|------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 全 体（苦情相談） | 77,698 | 68,816 | 61,745 | 55,229 | 59,289 |
| うち高齢者 （65歳以上） | 30,543 39.3% | 23,080 33.5% | 17,447 28.3% | 16,249 29.4% | 17,445 29.4% |
| うち若者 （29歳以下） | 6,442 8.3% | 7,707 11.2% | 8,133 13.2% | 7,088 12.8% | 8,091 13.6% |

注 内訳の下段は全体に占める割合。

2 令和4年度の主な相談内容

(1) 全ての年齢層

ア 定期購入

インターネット通販で「化粧品」や「健康食品」等を1回だけのお試しのつもりで購入したのに、実際は複数回購入しなければならなかった。

イ 不動産貸借

賃貸住宅を退去する際に、ハウスクリーニングやクロス張替え等の原状回復費用負担を理由に敷金を上回る金額を請求された。

(2) 高齢者（65歳以上）

ア 点検商法

屋根や給湯器の無料点検に訪れた業者に必要のない工事を強引に契約させられた。

イ 訪問購入

着物や靴などの不用品を買い取るという名目で業者が訪問したところ、強引に貴金属を買い取られた。

(3) 若者（29歳以下）

ア エステティックサービス

「お試し〇〇円」といった広告を見て店舗に行き、「今日ならお得」などのセールストークによって高額な契約をしてしまった。

イ インターネットゲーム

親が知らないうちに、親のクレジットカードで未成年の子どもがオンラインゲームで課金をしていた。

ウ マルチ取引

友人や知人を新たに販売員として販売組織に参加させれば収入が得られるなどと勧誘し、商品やサービスを契約させたが、全然もうからないので解約したい。